**インターンシップ実施に関する覚書**

宇都宮大学国際学部（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、インターンシップの実施に関して、以下のとおり確認する。

（期間）

第１条　本インターンシップの実施期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（遵守事項）

第２条　実習生はインターンシップ実施に際し、次の事項を遵守するものとする。

一　乙の就業規則、諸規則および担当者の指導・監督・助言等に従うこと。

二　実習期間中に知り得た乙の機密事項を実習期間中のみならず、その終了後もいっさい漏洩しないこと。

三　乙の名誉を毀損するような言動は行わないこと。

四　乙の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。

（費用）

第３条　インターンシップ実施に際しての費用は次のとおりとする。

一　実習先までの交通費、期間中の滞在費、食費については原則として実習生個人の負担とする。

二　実習生が提供した役務に対する報酬等は支給しない。

三　乙の命により実習を遂行するのに必要となる経費は、乙が負担するものとする。

　（評価票の提出）

第４条　乙は、インターンシップ終了後、実習生に対する「国際キャリア実習評価書」を１ヶ月以内に甲に提出するものとする。

　（インターンシップの中止）

第５条　実習生として不適切な行為が生じた場合、甲乙協議のうえ実習を打ち切ることができる。

（保険の加入義務）

第６条　甲はインターンシップを行う実習生を学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）および学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教育資格活動等賠償責任保険）、ならびに学研災付帯海外留学保険に加入させるものとする。

　（賠償責任および災害補償等）

第７条　実習生が自己の責任により生じた対人・対物損害および学生が実習により被った災害については、実習生の加入保険によって補償する。

　（その他）

第８条　この覚書に定めのない事項および覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ１通を所有する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　栃木県宇都宮市峰町３５０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人宇都宮大学国際学部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学部長　　佐々木　　一　隆　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印